

地方自治法には、「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項（抜粋））などの規定もあり、こうした理念の下、提案募集方式の活用や国と地方の対話などを通じて、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減など、法令の規律密度の緩和を引き続き国に求めていく必要がある。

特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」は、横断的に見直しを行い、原則として「参酌基準化」することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方自治体に委ねていくべきである。

また、義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めてしまう懸念もあるため、地方自治体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障が必要である。

加えて、地方自治体には、地域の実情を踏まえた迅速な対応が求められる事案に対し、条例制定をはじめとする自治立法権を積極的に行使することが引き続き求められる。

## 2 計画策定に関する規定の見直し

### (1) 現 状

地方自治における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、目指すべき姿や方向、具体的な実行手段などについて、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めることができるものであり、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に適う効果的な手法と言える。

しかし現実には、特に国庫補助金の交付に当たっては、補助要綱が細部にわたって規定され、交付の要件として計画等の策定が求められるなど、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。

また、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定

を求める規定が増加し、地方分権改革が始まる直前の 157 件（平成 4 年）から 390 件（令和元年）まで増加した。そのうち約 28%にあたる 109 件が国庫補助金交付等の要件となるなど、財政的なインセンティブを絡めるケースが増加傾向にあり、法令だけでなく、通知等に基づいて計画等の策定を求める事例も存在している。<sup>(注)</sup>

こうした傾向は、第 1 次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものと推察される。

## （2）目指すべき方向

本来、地方自治体による計画の策定は、住民参加の下で各地方自治体が主体的に行うべきものであり、前述のような計画策定等に関する現状や課題を国に問題提起する必要がある。

地方自治体による施策の実行が計画的に行われるべきことは当然であるが、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを求めていくことが必要である。

また、関連する複数の分野においてそれぞれ個別計画を策定するよりも、各計画の政策目的をつなぎ合わせて総合的な計画をつくる方が、効率的かつ複合的な課題の解決には有効であり、趣旨・目的が重複している計画や、時代の変化によって必要性が低下している計画等は、統廃合などの見直しを行っていくべきである。

そうした法令等の見直しと併せて、現在は計画策定等を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するためには、どのような財政的担保が求められるか検討していく必要がある。

---

<sup>(注)</sup> 第 2 回研究会資料（別添）参照

### 3 国の政策決定プロセスへの地方の参画

#### (1) 現 状

従前より地方側は、地域の実情に応じた施策の実施を可能とするため、国の政策決定プロセスへの地方の参画を求めてきたところであり、現在では、地方自治法に基づく意見提出権やその前提となる事前情報提供制度、「国と地方の協議の場」などが制度化されている。

その一方で、内閣提出法律案、議員提出法律案を問わず、国による立法によって、地方との事前の十分な調整がないまま、地方自治体の事務は年々増加している。また、計画策定の例に見られるように、事務の執行を直接的には義務付けず、「努力義務」又は「任意」とする立法例が増加しているが、「努力義務」などであっても国の立法として規定されれば自主的な判断を抑制する作用を持たざるをえないという地方の声もある。

そうした中で、平成 26 年から実施されている提案募集方式は、地方の発意に根差した地方分権改革の手法として、土地利用対策や子育て支援の充実といった重要課題に加え、全国一律の制度運用やこれまでの制度所管省庁の考え方では達成されにくかった、地域の実情に合わせたきめ細かな運用改善にも対応してきた。

しかし、放課後児童クラブの人員基準に係る「従うべき基準」の見直しは、提案から 2 年以上を経て実現するなど、提案の実現には多大な時間と労力を要し、一度決定された事務や基準を事後的に見直す手法だけでは限界がある。

#### (2) 目指すべき方向

国による関与が存在する事務であっても、地方が責任を持って執行するためには、各地方自治体において十分な準備と事前の調整が必要である。そのためには、事後的な対応ではなく、政策形成段階での対応が必要であり、事務の権限や財源、執行方針などを含め、執行可能な内容・スキームでの制度構築が可能となるよう、国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みを充実させていくことが、今後より重要となる。

その点、全国知事会が国に提言しているように、「国と地方の協議の場」に関して、分野別の分科会を設置すること、地方からの開催申出に応ずる義務や協議結果の遵守義

務を設けることなどによって制度的な充実を図り、国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応できる体制を更に充実させていくべきである。

併せて、地方側は、「国に言うべきことは言っていく」という心構えの下、国への意見提出権などの現行規定を積極的に活用し、実効性を高めていくことも求められる。

また、特に立法プロセスへの参画については、政策の実効性を高めるという観点から、内閣提出法律案だけでなく、議員提出法律案にも求められるものである。しかし実際には、地方との事前の十分な調整がないまま、新たな事務や義務付け・枠付けに係る規定が設けられる場合があるため、内閣提出法律案に関して制度化されている意見提出権やその前提となる事前情報提供制度などのような地方の意見を反映させるための仕組みが求められる。

こうした観点に加えて、地域の実情に合った法令の運用が可能となるよう、政省令の制定や改正時において、実務レベルでも国・地方の協議を行うことも必要である。

#### 4 国と地方のパートナーシップの強化

##### (1) 現 状

第1次地方分権改革では、国と地方の役割を明確化し、権限と税財源を地方に移譲することで、地方の決定権限を高める方向で進められてきたが、その後の第2次地方分権改革においては、地方版ハローワークや地域公共交通会議のように、国・地方協働型の行政運営により、住民サービスの向上が実現している例も存在する。

また近年は、「国と地方の協議の場」に留まらず、法律に基づかない国と地方の協議を通じて、我が国の直面する課題解決や政策形成について国と地方が意見交換し、調整を行う動きも出てきている。現下の新型コロナウイルス感染症対策においても、国と地方は重ねて協議を行い、感染拡大防止や医療提供体制整備などに取り組んできている。

##### (2) 目指すべき方向

社会構造が高度化・複雑化し、地域課題が多様化する中では、様々な行政分野を超え、

多様な行政主体がその解決に取り組むことが求められる。そうした中であって、国と地方とは、これまでの改革を経て形成されてきたそれぞれの役割を担いつつも、協働して課題解決に取り組む必要がある。

その点、地方版ハローワークや地域公共交通会議は、専ら国が行っていた労働行政や運輸行政において、地方が参画する仕組みを導入することによって、より効果的なサービスの提供を可能とした代表的な事例と言えよう。このように、国が専ら所管している行政分野における地方との連携をより一層進めていく必要がある。

また、現下の新型コロナウイルス感染症対策において、国と全国知事会が緊密に連携して対策を講じてきたことも踏まえると、国の政策決定に地方の意見を反映していくことの重要性が再認識されたところである。このため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置することをはじめとして、立法の前段階における制度設計や予算編成など幅広い事項に関して、国と地方が率直に意見を交わしながら施策を推進していく、新しい国と地方のパートナーシップのあり方が求められる。

具体的には、社会保障や医療、児童福祉、教育などの各行政分野において、各省庁と地方双方の代表者が議論を行う場を定常的に設け、実質的な議論を行い緊密に連携していくことが重要となる。

特に、国が目下進めようとしている行政のデジタル化については、これまで各地方自治体が地域の実情に応じて取り組んできた施策を損なうことなく行政の効率化が実現されるよう、地方の意見を十分に聴きながら、国と地方が一体となって取組を推進していくことが求められる。

その一方で、現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、各地方自治体に相応の権限や財源が配分され、義務付け・枠付けが見直されたとしても、それを担う人手や専門人材は限られているため、有効な対策を講じていく必要がある。

そのためにも、国・都道府県・市町村間において、人事交流や人材育成、職員同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要であり、人材の効果的な活用という観点から、国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町

村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係等の、多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進していくべきである。

## **5 地方税財政の充実・強化**

### **(1) 現 状**

地方税については、従前から指摘されているように、国と地方の税収割合が6対4である一方、歳出割合が4対6と乖離がある現状や、企業構造の変化に伴う地方自治体間の税収格差などの課題がある中で、地方は法定外税の導入にも取り組んできているところである。

他方、国による財政措置の一つである国庫支出金については、約5割を社会保障関係の負担金等が占めている現状である。これまでの改革において、そのあり方や運用に関する多くの見直しが行われてきたところであるが、補助要綱によって用途が細かく規定されるなど、自由度の低い現状がなお存在している。

こうした構造の下で構築されている地方税財政のあり方に関しては、全国知事会をはじめとする首長の連合体などから種々の要請が行われているほか、「国と地方の協議の場」や地方交付税法に基づく意見申出制度など、国と対話を行う制度が設けられている。

なお、高齢化の進展等に伴う社会保障費の増大が続いていることに加え、当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入への多大なる影響や新型コロナウイルス感染症対策に要する大きな財政需要が見込まれる。

### **(2) 目指すべき方向**

住民の安心・安全な生活を引き続き確保するためには、国は、所得の再分配などを行う役割を担う一方、地方は、今後一層増大する介護、医療などをはじめとする住民ニーズを踏まえた行政サービスの適切な提供や、人口減少社会への対応などの取組を積極的に進める必要がある。そのため、個々の地方自治体レベルも含め、地方が安定的に財政

運営を行うために必要となる地方一般財源を確保し、充実させることは、ますます重要になってくる。

また、地方分権を推進する観点から、自主財源である地方税の充実と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、住民に身近な行政サービスを提供する地方の役割に見合った税源配分となるよう、新たな行政需要に対応するための税源の創出にも努めつつ、国と地方の税源配分を5対5とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し、自主財源比率を高めていくことが重要である。

さらに、地方分権を確実に進めるために、国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を補償し、その際には自主財源比率を低下させないよう、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすべきである。

その際、国税・地方税を通じて、税源の大半が法定税で占められている中ではあるが、社会経済の変化や行政需要の実態等に即して、各地方自治体は課税自主権に基づき超過課税や法定外税などを活用し、必要な財源を自ら確保するための努力を引き続き重ねていくことも重要であり、そのために各地方自治体をサポートする仕組みが求められる。

加えて、偏在性の小さい地方税体系を求めつつも、なお残る地方税収の偏在に対し、地方交付税が持つ財源保障機能と財源調整機能を充実していくことを求めていく必要がある。

さらに、国庫支出金は現在も地方の歳入の一定割合を占めているが、これについても、分野横断的かつ地域の実情に応じて柔軟に活用することがむしろ、効率的・効果的な財政運営にも資することから、より自由度の高いものへと見直すべきである。

また、中長期的には、「国の政策決定プロセスへの地方の参画」という観点からも、諸外国の制度も参考にしつつ、地方税や地方交付税等に関する制度設計や配分に関して、地方代表の参画の下で政策決定する仕組みを導入する必要がある。

なお、当面は新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が危機的な状況に陥ることが予想されるが、新型コロナウイルス感染症

対策をはじめ住民の生活を守る取組を地方自治体がしっかりと行うことができるよう、地方交付税の増額など十分な対策を講じ、地方一般財源総額を確保する必要がある。

#### IV おわりに

本報告書では、これまでの地方分権改革によって得られた成果を前提としつつ、新たに表面化した課題も踏まえ、今後のあるべき地方自治の姿、国と地方の関係性を志向した。

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、各地域の置かれる状況がこれまでも増して多様化・複雑化する中では、従前のように、国が細部にわたって制度設計を行い、地方がそれに従って事務を執行するだけの行政体系では限界がある。

そうした中であって、本報告書で示したそれぞれの具体的方向は、菅内閣の基本方針（令和2年9月16日閣議決定）にあるように「活力ある地方を創る」ことにつながるだけでなく、行財政の効率化にも資するものであり、国は、それらの方向の実現に向けた改革を強力に推進していくべきである。

また、地方側としては、これまで度重ねて見直しを訴えてきた「従うべき基準」や、国の過剰な関与である計画策定などに関し、自らもその問題点や各地方自治体における実情についての検討を更に進めながら、国に提言し、改革を促していくことが求められる。

それとの関連で、従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていく必要がある。

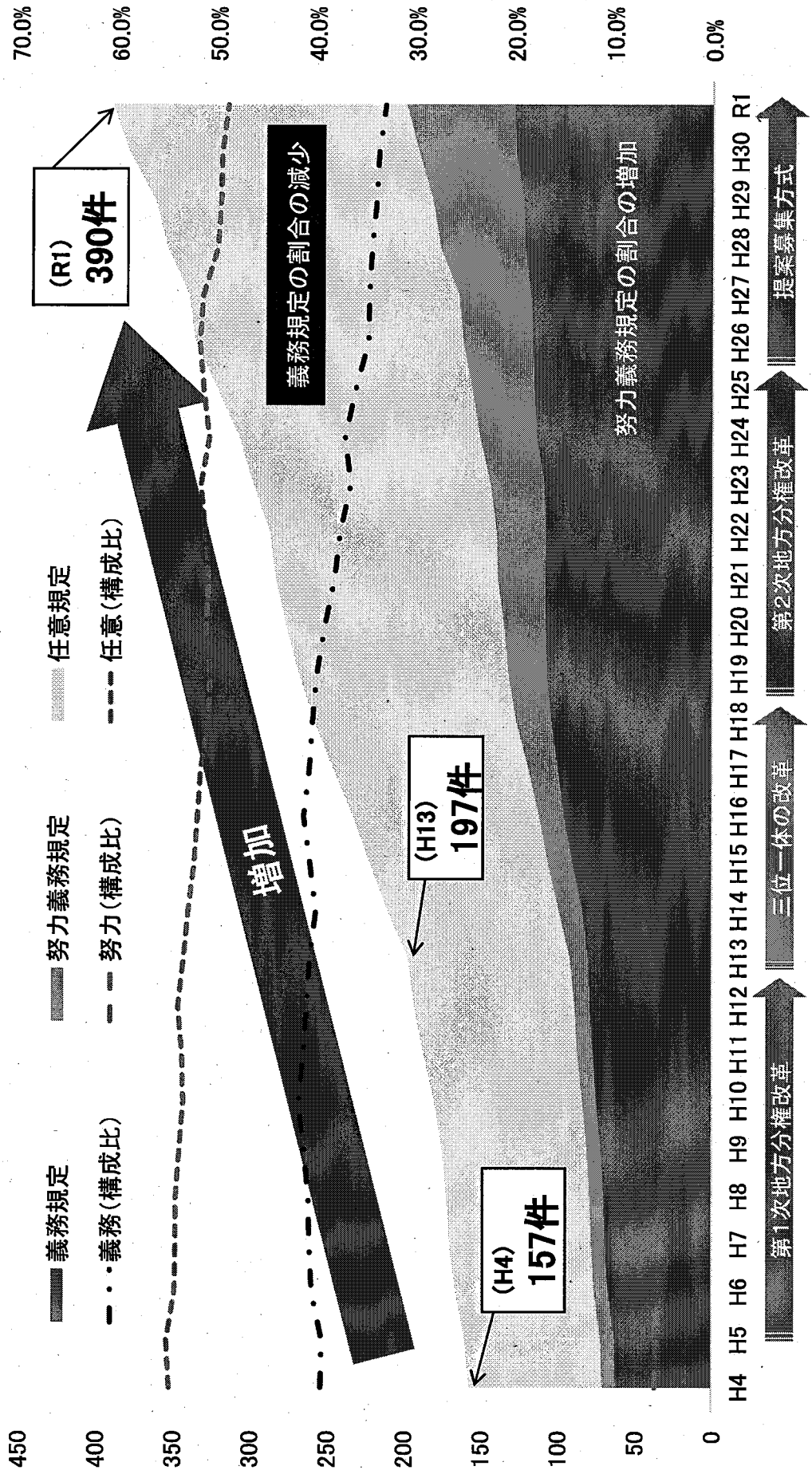
また、今回の研究会では十分な議論が出来なかったが、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいく必要がある。



本研究会としては、この報告書で示した方向も含め、四半世紀を超える地方分権改革を新たなステージに推し進めるべく、全国知事会、47 都道府県に留まらず、全国市長会、全国町村会等を含む全国の市町村が、一致団結して「行動する」ことを期待している。

- 263法律において、390件の計画等の策定が規定(H4年の157件から233件増加)  
→策定主体別では、都道府県に293件、市町村に211件の計画策定等の規定が存在
- H10年代以降、計画策定等の規定が増加(H13年比で約2倍)
- 近年、「義務規定」の割合が減少するとともに、「努力義務規定」の割合が増加傾向

※事務局調べ



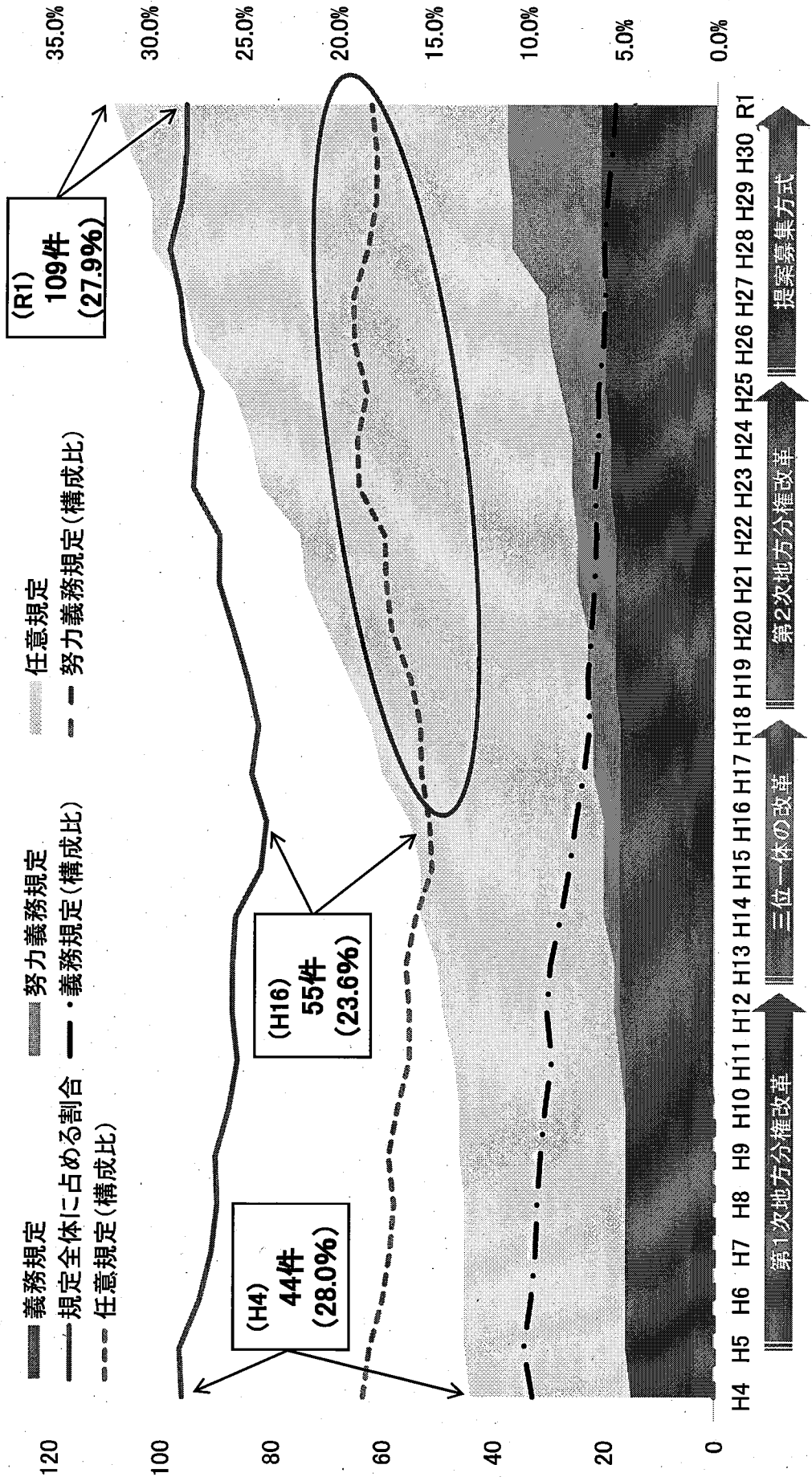
## 計画策定等の現状②（財政的インセンティブが措置されている計画等）

○ 390件の計画等のうち、約28%（109件）の計画等が、国庫補助金等交付や地方債発行等にかか  
る要件とされている

→ 策定主体別では、都道府県が70件、市町村が78件

○ 近年、「任意規定」におけるインセンティブが増加傾向。

※事務局調べ



地方分権改革の推進に向けた研究会 委員名簿

〈学識経験者〉

	氏名	現職
(座長)	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授
(座長代理)	大石 眞	京都大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	礒崎 初仁	中央大学法学部教授
	勢一 智子	西南学院大学法学部教授
	谷 隆徳	日本経済新聞社編集委員
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授

〈関係知事〉

	氏名	現職
	平井 伸治	鳥取県知事 (地方分権推進特別委員会委員長)
	阿部 守一	長野県知事
	村井 嘉浩	宮城県知事
	湯崎 英彦	広島県知事

(敬称略)

## 地方分権改革の推進に向けた研究会 開催実績

### 第1回：令和元年12月17日（火）

- ・座長選任、座長代理指名
- ・意見交換（現状や課題、今後の進め方等について）

### 第2回：令和2年2月19日（水）

- ・自治立法権の拡充・強化による地方分権の確立

### 第3回：令和2年7月27日（月）

- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた課題
- ・国と地方のパートナーシップ

### 第4回：令和2年8月28日（金）

- ・地方税財政
- ・取りまとめに向けた論点整理

### 第5回：令和2年10月12日（月）

- ・報告書（案）について

## 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、7～8月の感染の波を超える新規感染者数が発生する状況になるなど、「第3波」とも言える様相を呈している。我々47人の知事は、国民・政府とともに、何としても爆発的な感染拡大を防ぐよう全力を尽くす所存である。

については、政府におかれても、下記の項目について迅速に対処されるよう提言する。

### 1 G o T o キャンペーン事業について

- G o T o キャンペーン事業については、感染拡大防止と社会経済活動の引き上げの両立を図りつつ進められてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策分科会からも、感染状況がステージⅢ相当となった場合には対象地域からの除外も検討するよう提言されていることを踏まえ、G o T o トラベル事業については、一時停止する地域を限定する選択肢を認めるとともに、出発地の限定も含めて国としての具体的な仕組みを早急に明らかにした上で、国と協力し各都道府県が地域の感染状況をステージⅢ相当と判断した場合には対象地域から除外する等、機動的な対応を行うこと。併せて、事業中止に伴うキャンセル料を国が負担するほか、事業者並びに利用者の混乱回避に向けた対策を講じること。

また、G o T o イート事業については、クーポン販売停止やポイントの取扱いのあり方、対象期限などについて国として早急に具体的な取扱いを明示することとし、事業者及び利用者に対し、会食時のマスク着用、手指消毒等、「会食エチケット」の徹底を国においても強力に広報・啓発するとともに、利用人数の制限については、各都道府県において感染状況等の地域の実情に応じて柔軟に適用できるようにすること。

なお、ステージⅢの運用・判断について一層の明確化を図るとともに、国として責任を持って全国を通じたアクセル・ブレーキの切り替えをそれぞれの地域の実情を踏まえて判断し、適切かつ機動的に行うこと。また、対象地域の除外や事業の中止を行った場合は、事業期間の延長等、制度の柔軟な運用を併せて検討すること。

### 2 感染拡大防止に向けた事業者等への協力要請等について

- この度の感染拡大を受けて、政府においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「協力要請推進枠」を創設し、感染防止対策に協力する事業者等への「協力金」の支払い等に対し財政支援を行うこととされたところであり、迅速な対応に感謝したい。今後、全国的な感染拡大地域の広がりとともに、当該地域での外出・営業制限の必要性が高まってくると考えられ、協力要請の対象地域の増加も想定されることから、引き続き各都道府県が円滑に感染防止対策を遂行できるよう、必要に応じ予備費を活用する等、切れ目のない財源措置を行うとともに、対象エリアの認定基準の明確化や交付限度額の弾力化、地方負担への財政措置等を検討すること。

また、事業者等への協力要請の実効性を担保するため、営業停止処分や店名公表等、罰則等の関係法への規定について、引き続き検討を進めること。

### **3 今後のコロナウイルス感染症対策について**

- 各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、増大する医療・検査を賄うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を増額するとともに、交付上限額の見直し、手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への用途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、患者実態を踏まえた見直しを行うこと。

また、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な十分な病床の確保を図るほか、一般救急医療のひっ迫等の地域の実情に応じて、新型コロナウイルス感染症重点医療機関においても、新型コロナウイルス感染症以外の救急患者についても受け入れることができるよう、十分な医療体制を確保するために国として十分な財源措置を行うこと。

- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対しては、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給、新型コロナウイルスの抗原検査キットの安定供給及び個人防護具の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」におけるスタッフに対する危険手当の創設や罹患した場合の休業補償、事務職員を含む労災給付上乗せ補償の保険料支援を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や薬剤師等も含めた支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。
- 発生状況の分析や国内外の研究成果を活かして、国において感染拡大防止対策を早急に確立するとともに、事業別ガイドラインの見直しなど機動的に有効な対策を展開すること。加えて、感染の拡大に対応できる大都市 I C U 拠点の整備等、速やかに対処するとともに、人工呼吸器、E C M O 等医療機器を管理する人材の育成等を行うこと。

また、国として、年末年始に向け、人の移動のあり方について検討するほか、若者等を含め実効性のある国民の行動変容を促す呼びかけを精力的に行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、インフルエンザワクチンの予防接種が進められているが、一部の医療機関では予約が取りづらい状況が発生していることから、地域ごとの在庫の偏在が生じないよう、国の主導により安定的な供給・流通の実現に向け目処を示すとともに、実効性のある体制を整備すること。
- 徹底的な感染拡大防止のため速やかに P C R 検査等が実施できるよう弾力的な行政検査を地域で行うことを支援するとともに、今後増加が見込まれる P C R 検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、P C R 検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする 1 日 20 万件の検査

を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査陽性の場合、迅速にPCRによる確定検査が行えるよう体制の整備を整え、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

#### **4 医療機関等や福祉施設の経営安定化について**

- 各地域の医療機関は感染拡大防止の最前線で診療・検査に尽力されているが、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れている医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しい状況となっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、国庫補助事業の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。
- 薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。

#### **5 新型コロナウイルス克服実現に向けて**

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。併せて、ワクチン接種に向けた体制整備を早急に図るとともに、現場への情報提供を行うこと。また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- クラスタ事例について国・地方の情報共有を図るとともに、看護師やクラスタ専門人材の派遣を国も中心的な役割を担って行うなど、各地のクラスタ発生予防・収束に向けた万全の対策を講じること。

#### **6 水際対策について**

- 感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後の入国制限緩和の見通しに応じた検査体制の抜本的強化、感染症危険情報レベル2の国からの入国者も含めた外国人の居所に係る情報の都道府県へ提供の徹底、空港等のPCR検査待機・検査場所の確保、検査結果が判明するまでの間の入国者・帰国者全員の留め置き、「COCOA」の利用促進、中長期滞在者の住民票提出推奨等を徹底すること。また、国の責任において十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなど、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにし、自治体への速やかな情報提供を行うこと。
- 外国人向けの健康観察等に関し、国においてワンストップ窓口（コールセンター等）を設置するとともに、多言語での情報発信や啓発を実施するほか、外



国人陽性患者等に対するコミュニケーション支援を行うこと。併せて、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策に係る自治体等への迅速かつ適切な情報提供も含め、最善の措置を取ること。

## **7 偏見・差別行為・デマ等の排除について**

- 感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定などの人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネット監視業務等に対する財政支援を行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

## **8 新型コロナの影響を被っている経済・雇用への支援について**

- 新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援や需用創出・消費喚起対策として、持続化給付金等の再度の支給も含めリーマンショック時を上回る追加の経済対策を講じるとともに、地方自治体が地域の実情に応じた対策に取り組めるよう、予備費の活用や第3次補正も含め「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続を行うこと。特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

併せて、緊急特別融資や生活福祉資金貸付制度について、受付期間の延長や後年度の地方負担も含めた確実な財政措置を行うとともに、地域の公共交通の継続的経営に向けた支援等を十分に講ずること。

令和2年11月23日

### 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

## 新型コロナ「第3波」警戒宣言！

我が国は、「第2波」を超える新型コロナ感染拡大の波の中にある。我々都道府県知事は連携し、『新型コロナ警戒体制』に入ることとした。

全国各地で生じているクラスターの情報や対策を共有しつつ、積極的疫学調査も含めた効果的な対策を講じることができるよう取り組むとともに、感染が拡大している地域に対して求めに応じた保健師・看護師の応援などの展開を進めることとし、全国知事会における協力体制を拡充強化していく。

また、感染が拡大している地域においては、状況に応じてG o T oキャンペーン事業の制限等について国と連携して機動的に実施するなど、あらゆる手段を尽くし、この難局を乗り越えていく覚悟である。

については、感染拡大の大きな波を乗り越えるため、国民の皆様におかれては、感染拡大防止へ格別のご協力をお願い申し上げます。

### 記

- あなた自身やご家族、大切な人たちを守るため、食事中に会話するときも含めマスクを着用しましょう。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意し、会食時は席の配置を斜め向かいにしたり、少人数・短時間で行うなど、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。
- 体調が悪い時は会食、帰省・旅行、出勤など外出を避けましょう。また、年末年始は、人の移動が集中し「密」にならないよう帰省や旅行、初詣の時期を分散しましょう。
- 事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、利用者の皆様は、ガイドライン遵守のステッカー等を掲示しているお店を利用しましょう。
- 感染された方や医療従事者、またその家族などを、思いやり、支えあいの気持ちを持って応援しましょう。

令和2年11月23日

全 国 知 事 会

## 令和2年度中国地方知事会第2回知事会議等の開催結果について

令和2年11月27日  
総 合 統 括 課

新型コロナウイルス対策をはじめとする国への提言・要望並びに広域連携プロジェクト推進等に向けた意見交換を行うため、令和2年度における中国地方知事会議及び中国地域発展推進会議が開催されました。会議においては、国への提言・要望をまとめた共同アピールが採択されるとともに、昨今の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた行動宣言や、県民向けメッセージを取りまとめ、発出しました。

今後、会議で採択された行動宣言等を実行に移すとともに、国への提言・要望項目について、要望活動などを実施していく予定です。

### 1. 中国地方知事会議（令和2年度第2回）

- (1) 日 時 令和2年11月17日（火） 12:20～14:30
- (2) 場 所 倉敷アイビースクエア（岡山県倉敷市内）
- (3) 出 席 平井鳥取県知事、丸山島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事

#### (4) 概 要

##### （行動宣言及びメッセージ）・・別冊資料1

- ①「中国地方知事会新型コロナウイルス感染症対策本部行動宣言」
  - ・感染拡大の防止と社会・経済活動の両立を目指して、引き続き、医療提供体制の強化、社会経済活動の維持・回復に連携して取り組むとともに、コロナ禍を通じて明らかとなった行政分野におけるデジタル化の課題解決に向けて、行政手続きのオンライン化やICTを活用した業務改革など自治体DXの推進を連携して行うことを宣言した。
- ②「緊急メッセージ ～新型コロナウイルス感染症の拡大を食い止めるために～」
  - ・第3波とも言える様相を呈する中、人の移動が集中する年末年始を迎えるに当たり、更なる感染拡大を防ぐため、県民一人一人に協力をお願いする県民向けメッセージを発出した。

##### （国への提言・要望）・・別冊資料2

- ①住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・地方財源の確保、感染再拡大防止に向けた積極的戦略への転換と対策、医療提供体制の充実強化 など
- ②相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について
  - ・被災者に対する支援制度の拡充、激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化、大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保 など
- ③東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて～地方が自ら輝き続けるために～
  - ・過度な東京一極集中を是正するために、地方創生の取組を推進するために、人づくりを推進するために など
- ④地方税財源の充実について
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充、地方財政の充実強化、地方税制の改革の推進
- ⑤地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について
  - ・高速道路ネットワークの早期整備、生活交通の維持・確保、地方空港への航空路線網の維持・拡充 など
- ⑥全世代型社会保障制度の実現に向けて
  - ・地域医療の確保、持続可能な社会保障制度の確立、健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応 など
- ⑦参議院議員選挙における合区の解消について

### (広域連携部会の取組)

○圏域を跨る広域的課題について、6つの広域連携部会を設置しながら各種プロジェクトを推進しており、今後の取組方針等について意見交換を行った。 ※括弧内が幹事県

- ①広域防災部会（岡山県） ②スギ花粉症対策部会（岡山県） ③有害鳥獣対策部会（鳥取県）  
④中山間地域振興部会（島根県） ⑤サイクリング部会（広島県） ⑥地域産業振興部会（山口県）

(※)「有害鳥獣対策部会」の動き

- ・中国五県が連携し広域的な視点で対策を進めるための「中国5県CSF等に係る野生イノシシ対策行動指針」「中国五県ニホンジカ／カワウ広域管理方針」を策定
- ・当該方針に基づき、野生イノシシ対策について通年の捕獲強化の推進、CSF等発生時の連携強化を行っている。ニホンジカ対策について、鳥取・岡山、山口で10月を捕獲強化月間として捕獲圧の強化を継続実施。カワウ対策については、一級河川などで、3月から7月（アユの遡上、稚魚放流期）の期間内に追払いを実施している。

○自治体DXの推進の動きを踏まえ、中国地方でも連携して行政のデジタル化等に取り組んでいくため、「広域デジタル部会（仮称）」を設置することについて合意した。

## 2. 中国地域発展推進会議（令和2年度第2回）

- (1) 日 時 令和2年11月17日（火） 16:00～17:20  
(2) 場 所 倉敷アイビースクエア（岡山県倉敷市内）  
(3) 出 席 中国5県知事、中国経済連合会会長、中国5県商工会議所連合会代表者  
(4) 概 要

○『『新しい日常』の中での地域経済の活性化について』及び「地方分散に向けた関係人口の創出や移住・定住の促進について」をテーマに、各県によるモデル的取組事例を紹介しながら情報共有を図るとともに、今後の連携方策について意見交換を行った。

「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画(素案)」に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年11月27日

女性活躍推進課

男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として策定する「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画(素案)」について、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでの意見や、鳥取県男女共同参画審議会から知事への答申も踏まえて、計画案を11月定例県議会に付議しています。

1 募集期間

令和2年10月1日(木)から10月21日(水)まで

2 受付意見数

68件(15名)

3 主な意見と対応方針

区分	意見概要	対応方針
女性活躍	管理職に占める女性割合について、さらに意欲的な数値を提起してほしい。	従業員10人以上の事業所における管理的職業従事者に占める女性割合の目標値を30%に引き上げる。
防災	防災の分野に女性の視点に立った避難所運営を入れてはどうか。	男女共同参画の視点に立った避難体制の整備や避難所の環境整備を促進することを記載する。
男性の家事 育児参画	男性の育児休業の取得期間を1カ月以上取得できる企業を増やしていき、夫婦で育児や家事などを分担してやってもらいたい。 男性が育休を取得しやすい職場環境づくりをしてもらいたい。職場復帰もスムーズにやってもらいたい。	男性の育児等への積極的な参画を促進する取組を行っていくことを盛り込み済。
地域活動	地域や社会活動においても、女性に負担がかかる割合が多くなっている。女性が前面に出ていこうとしないこともあるが、女性に対する意識が従来と変わらない男性が多くいるため、男女共に意識の変革が求められる。	地域において、男女共同参画に関する出前講座を実施するなど、地域社会に残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け取り組んでいくことを盛り込み済。
性の多様性	何らかの方法で全世代の方々が性同一性障害、LGBT等といった方達について知る機会を持つことは必要だと思う。これは高齢者や障がい者といった方達においても同じことが言えると思う。	多様な性の在り方についての社会的な理解促進に取り組むとともに、高齢者や障がい者も含め、誰もが暮らしやすい環境となるよう取組を進める。
性の多様性	男女という2つの性に分けず、男女どちらにも分けられない性(Xジェンダー)の人にも配慮できる計画にしてほしい。	性の多様性を前提とした取組を行うことを明記するとともに、男女の表現を可能な範囲で修正している。
教育	子どもの頃から男女共同参画条例等を学び、男女平等があたり前の感覚となるよう教育啓発をしてほしい。	子どもの頃からの男女共同参画の推進に取り組んでいくことを盛り込み済。

## 「第2次鳥取県女性活躍推進計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施について

令和2年11月27日  
女性活躍推進課

現行の鳥取県女性活躍推進計画の計画期間が令和3年3月で終了することから、第2次鳥取県女性活躍推進計画の策定に向けた作業を進めています。このたび、多くの県民に、第2次鳥取県女性活躍推進計画（素案）に対する意見を伺うため、11月20日（金）にパブリックコメントを開始しました。

今後は、パブリックコメントや、経済団体・労働団体等及び行政が一体となった女性活躍の推進主体「女星活躍とっとり会議」の意見を踏まえ、1月に第2次鳥取県女性活躍推進計画を策定する予定です。

### 1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 令和2年11月20日（金）から12月9日（水）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページの応募フォーム、意見箱（県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置）、市町村窓口
- (3) 募集内容 「第2次鳥取県女性活躍推進計画（素案）」について、広く意見を募集します

### 2 今後のスケジュール

令和2年11月 パブリックコメント（11月20日～12月9日）  
女星活躍とっとり会議で素案審議  
令和3年 1月 策定、常任委員会で報告

### 3 第2次鳥取県女性活躍推進計画（素案）の概要

- (1) 計画の期間 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで
- (2) 計画策定の趣旨
  - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく計画
  - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に推進
- (3) 第2次鳥取県女性活躍推進計画のポイント
  - 働くことを希望する全ての人が、やりがいを持ち活躍できる場の更なる拡大のための取組促進  
一人一人が能力を発揮できる職場環境づくりを進めるため、調査や訪問を通じて企業の課題等を把握するとともに、企業トップや管理職の意識改革を促す
  - 多様で柔軟な働き方の更なる促進に向けた支援の充実  
新型コロナウイルス感染拡大に伴い全国的に定着しつつある在宅勤務をはじめとするテレワーク等、働く時間や場所を限定しない、多様で柔軟な働き方の普及に向けた取組を盛り込む
  - 男性の家事・育児、介護等への参画に向けた取組の充実  
男性の家事・育児や介護への参画を当たり前のこととして捉える、働く場や社会全体の機運醸成など、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を盛り込む
  - 一部達成している企業の管理的地位に占める女性割合の目標値をさらに高く設定  
企業における女性活躍の場をより一層広げる取組を、経済団体、労働団体等とともに行っていく
    - ・企業の管理的地位に占める女性割合（従業員10人以上、100人以上の事業所ともに）  
令和7（2025）年度までに30%以上

# 第2次 鳥取県女性活躍推進計画(素案)概要版

～日本を牽引する女性活躍のトップランナー県へ～

働くことを希望する全ての人が、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

鳥取県では、平成28年4月に鳥取県女性活躍推進計画を策定し、働く場における女性の活躍を推進するための環境づくりとして、意欲と能力のある女性の活躍に資する施策を実施してきました。

これまで官民連携して取り組んできた結果、女性の離職率が低下し、管理的職業従事者（係長級以上）の女性比率が上昇するなど、企業における女性活躍の場が広がってきています。

一方で、家事・育児、介護などの役割は女性に偏ったままであり、多様な分野で女性が活躍していくためには、男性の家事等への参画促進に向け引き続き取組を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い全国に定着しつつあるテレワーク等、多様で柔軟な働き方の更なる促進に向けた支援の充実も必要と考えます。

これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえた上で、第2次鳥取県女性活躍推進計画を策定し、引き続き、日本を牽引する女性活躍のトップランナー県を目指し、取組を強化します。

(参考) 現計画（H28～R2）の数値目標の達成状況

項目		策定時	現状	目標	備考
管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性比率	10人以上	18.0%(H27)	25.4%(R1)	25%以上(R2)	
	100人以上	22.5%(H27)	24.9%(R1)	30%以上(R2)	
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数		41社(H27)	245社(R1)	300社(R2)	
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間		57分/日(H24)	76分/日(H28)	全国平均以上(H29)	全国平均83分

## 1. 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで

## 2. 計画の推進体制

経済団体・労働団体等及び行政が一体となって女性活躍の取組を促進する「女星活躍とっとり会議」を主体として、総合的かつ一体的に施策を推進するとともに、毎年度、数値目標及び具体的施策により、進捗状況を評価、PDCAサイクルにより施策の検証を行います。

## 3. 達成しようとする基本目標

### 施策の方向性Ⅰ やりがいを持ち活躍できる環境の整備

#### ■企業の管理的地位に占める女性割合（従業員10人以上、100人以上の事業所ともに）

⇒ 令和7（2025）年度までに30%以上（令和元年度：25.4%（10人以上）、24.9%（100人以上））

※管理的地位とは、役職名に関わらず、部下を管理監督する権限のあるポスト以上の職（役員を含む）をいう。

<各役職段階に占める女性割合の目安>

区分	部長相当職	課長相当職	係長相当職
従業員10人以上の事業所	20%以上 (令和元年度：15.6%)	25%以上 (令和元年度：22.7%)	35%以上 (令和元年度：32.5%)
従業員100人以上の事業所	20%以上 (令和元年度：12.1%)	25%以上 (令和元年度：21.7%)	35%以上 (令和元年度：32.3%)

(鳥取県「R1企業の女性管理職登用等実態調査」)

#### ■輝く女性活躍パワーアップ企業登録数

⇒ 令和7（2025）年度までに500社（令和元年度：245社）

### 施策の方向性Ⅱ 誰もが安心して働き続けられる環境の整備

#### ■男女共同参画推進企業認定数

⇒ 令和7年度までに1150社（令和元年度：817社）

#### ■イクボス・ファミボス宣言企業数

⇒ 令和7年度までに1000社（令和元年度：606社）

#### ■男性の育児休業取得率

⇒ 令和7年度までに30%（平成29年度：5.6%）

#### ■年度中途の保育所等の待機児童数

⇒ 令和7年度までにゼロ（令和元年度：85人）

## 4. 取組内容

### 【施策の方向性Ⅰ やりがいを持ち活躍できる環境の整備】

#### (1) 一人一人が能力を発揮できる環境づくり

働くことを希望する全ての人が、採用・配置・昇格にあたって公正に評価され、多様な分野で活躍できるよう、働きやすい環境づくりへの支援等により、一人一人が能力を発揮できる環境づくりを進めます。

- ①女性活躍の機運醸成・「日本女性会議2022 in 鳥取くらし」の成功
- ②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進

#### (2) 女性の活躍の場の拡大と意欲向上

女性があらゆる分野で活躍できるよう、キャリア形成やキャリアアップに向けた支援、女性の起業支援やこれまで女性が少なかった分野への進出などの取組を推進します。

- ①キャリア教育等の推進
- ②キャリア意識の向上・スキルアップ支援
- ③非正規雇用労働者の待遇改善・正規雇用労働者への転換の支援
- ④総合的な起業支援
- ⑤女性の参画が少ない分野等への女性の参入の促進
- ⑥自営業における経営参画や農林水産業における新規就業の促進

### 【施策の方向性Ⅱ 誰もが安心して働き続けられる環境の整備】

#### (1) 多様で柔軟な働き方を実現するための働き方改革の推進

これまでの働き方を抜本的に見直し、仕事と家庭が両立できる働き方の推進や多様で柔軟な働き方の導入促進など、それぞれのライフスタイル・ライフイベントに対応した働き方を可能とする働き方改革を推進します。

- ①多様で柔軟な働き方の導入
- ②働き方の改革

#### (2) 働くことを希望する全ての人の就業継続支援

働くことを希望する全ての人が仕事と子育て・介護等を両立し、安心して働き続けられるよう、就業継続に向けた支援や各種ハラスメントの防止等を推進するとともに、イクボス・ファミボスに賛同する輪を広げていきます。

- ①妊娠・出産・介護等による離職の防止
- ②妊娠・出産等で離職した女性の再就職支援
- ③各種ハラスメントの防止

#### (3) 仕事も家庭も充実するワーク・ライフ・バランスの実現

働くことを希望する全ての人が、仕事と家庭の調和を保ちながら働き続けられる環境を整備するとともに、女性に偏りがちな家事や育児、介護等への男性の参画を進めるため、男性の育児・介護休業取得を促進するほか、男性が主体的に家事や育児、介護等に参画する機運を醸成します。

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②男性の家事・育児、介護等への参画促進

## 5. 数値目標（基本目標以外の指標）

指標	現状値	目標値（期限）
女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定数	15市町村（R1）	全19市町村（R7）
県立ハローワークにおける女性の就職決定率	45%（R1）	48%（R7）
家族経営協定締結農家数	365組（R1）	390組（R7）
農業協同組合の役員に占める女性割合	5.0%（R1）	15%（R7）
年次有給休暇取得率（中小企業）	53.0%（H30）	70%（R6）
介護を理由にした離職者がいる企業割合	8.7%（R1）	3%（R7）
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	76分/日（H28）	100分/日（R7）



## 第2回イクボス充実度アンケート調査結果について

令和2年11月27日  
女性活躍推進課  
職員支援課

イクボス宣言を行った都道府県及び市区町村を対象に特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが実施した「第2回イクボス充実度アンケート調査」において、本県が都道府県部門ランキング2位（前回3位）となりました。

### 1 調査の概要

- (1) 主催者 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン
- (2) 調査対象 令和2年3月末までにイクボス宣言を行った都道府県（47）及び市区町村（181）の計228団体（有効回答数：124（都道府県37・市区町村87））
- (3) 調査目的 イクボス宣言をした自治体の現状把握及びより効果的な支援の実現を図る。
- (4) 調査内容
  - ・イクボスを推進又は充実させるにあたっての環境整備の状況
  - ・イクボスを推進又は充実させたことの客観的な成果数値の状況

### 2 調査結果

1位 三重県（前回1位） **2位 鳥取県（前回3位）** 3位 広島県（前回2位）  
4位 神奈川県（前回4位） 5位 愛媛県（前回4位）、静岡県（前回未回答） ※前回調査：平成29年度

### 3 評価の理由（主催者事務局のコメント）

- ・イクボス推進及び浸透に必要な取組を相当に実施、内容にも独自性がある。
- ・成果を上げる上で必要な取組内容が具体的であり、管理職及び採用者に占める女性比率など着実に成果として現れている。

### 4 主な取組と成果

#### (1) 取組

（県庁内での主な取組）

- ・管理職全員による「イクボス・ファミボス宣言」や「イクボス・ファミボス研修」の実施
- ・毎月19日の「とっとり育児の日」にあわせて「イクボス・ファミボス通信」を全職員に発信
- ・管理職の人事評価において「イクボス・ファミボス度」を評価

（県内企業等に向けた主な取組）

- ・イクボス・ファミボス宣言企業を対象にした企業説明会の開催
- ・イクボス・ファミボス宣言優良企業の表彰、取組事例の発信
- ・社会保険労務士、介護支援コーディネーターの派遣による働きやすい職場環境づくりに向けた支援

#### (2) 成果

- ・県の管理職に占める女性職員の割合（内閣府調査） 13.0%（H27.4） → 20.3%（H31.4）（全国1位）
- ・県の採用者に占める女性職員の割合（知事部局等） 35.6%（H27年度） → 47.6%（R1年度）
- ・県の男性職員の育児休業の取得割合（知事部局等） 6.8%（H27年度） → 30.0%（R1年度）
- ・「イクボス・ファミボス宣言」企業の数 H27.6開始 → 634社（R2.10末現在）